

令和7年度 桑名市自主防災組織育成事業補助金要領

1. 事業概要

自主防災組織の育成及び強化を図るため、防災資機材整備及び自主防災活動に要する費用について補助金を交付します。

2. 補助対象団体

桑名市自主防災組織結成届出書を市長に届け出ており、かつ自主防災組織規約により、平常時及び災害時における活動を明確に示した団体とします。

3. 補助対象事業

補助の対象は、次に掲げる事業とします。

- (1) 防災資機材整備（【別表1】「補助対象防災資機材一覧」参照）
- (2) 自主防災活動（【別表2】「補助対象自主防災活動一覧」参照）

【補助金を受けるにあたっての注意】

- ・必ず補助金の交付決定後（「交付決定通知書」を受け取った後）に事業を実施して下さい。
※交付決定前に事業を実施した場合、補助金の交付は受けられません。
ただし、やむを得ない事情により交付決定前に事業の実施が必要な場合（防災士資格取得含む）、事前に防災・危機管理課と協議の上で「事前着手申請書（様式第11号）」等の提出により事業の実施の承認申請を行うことができます。
- ・その他、【別表1】、【別表2】下部の注釈についても確認の上、申請を行ってください。

4. 補助金の額

- (1) 防災資機材整備

整備に要する費用（税込）の40%とします。（100円未満切り捨て）

- (2) 自主防災活動

活動に要する費用（税込）の40%とします。（100円未満切り捨て）

例：購入額10万円（税込）の場合、補助額4万円。30万円（税込）以上の場合、12万円（満額）。

※(1)(2)ともに補助金額は12万円を上限とします。補助金の申請が(1)(2)両方の場合は、合計して12万円を限度とします。

※申請多数で予算を超えた場合、予算の範囲内において按分します。（交付申請額よりも交付決定額が少なくなる場合があります。）

※補助金申請は、自主防災組織1団体につき、年度を通じて1回のみとします。

5. 補助金交付の流れ

- (1) 交付申請

【提出書類】

- ・令和7年度桑名市自主防災組織育成事業補助金交付申請書（様式第1号）

【添付書類】

- ・事業計画書（防災資機材整備用）（様式1-1）、事業計画書（自主防災活動用）（様式1-2）
- ・見積書（コピー可、宛名は自主防災組織名）
- ・役員等名簿（様式第2号）
- ・誓約書兼同意書（様式第3号）
- ・その他、事業内容によって必要となる書類等

※申請時において、「自主防災組織結成届出書」、「自主防災組織規約」が、市に提出されていない場合は、上記の書類と併せて提出して下さい。また、提出済みであっても代表者等の変更があった場合は、「自主防災組織変更届出書」を提出して下さい。

(2) 交付決定

- ・交付申請書類等の内容を審査した結果、内容が妥当であると認めるときは、自主防災組織の代表者に対し、「補助金等交付決定通知書（様式第4号）」を発行します。
- ・補助金交付決定通知を受けた後に、事業計画（内容、交付決定金額等）に変更が生じる場合は、「補助事業等計画変更承認申請書（様式5号）」を市に提出して下さい。
- ・変更申請書の内容を審査した結果、補助金の交付等変更を決定したときは、「補助金等変更決定通知書（様式第6号）」を発行します。

※交付（変更）決定通知後に事業を実施して下さい。交付（変更）決定前に資機材の購入や自主防災活動を実施した場合、補助金の交付は受けられません。

(3) 実績報告及び補助金交付請求

【提出書類】

- ・補助事業等実績報告書（様式第7号）
- ・補助金等交付請求書（様式第8号）

【添付書類】

- ・収支決算書（様式第10号）
- ・領収書（コピー可、宛名は自主防災組織名）
- ・実績を確認できる写真等（購入資機材の種類や数量が分かる写真、活動内容が分かるパンフレットやチラシ等（コピー可））
- ・通帳の写し（振込先銀行、口座名義等のわかるもの）

※「補助事業等実績報告書」等は、事業（防災資機材整備、自主防災活動）実施後30日以内に必ず提出して下さい。

6. 申請書及び要領の取得

申請書の取得は、下記のいずれかの方法によります。

(1) 窓口

防災・危機管理課（市役所2階）、多度、長島、大山田地区市民センター
桑部、在良、七和、久米、深谷、城南、伊曾島の各まちづくり拠点施設

(2) 桑名市ホームページ

トップページ > 安全・安心 > 防災関連

7. 申請期間

令和7年4月7日（月）～令和7年6月20日（金）

※申請期間満了後において、予算に残余がある場合は、追加募集を行うことがあります。

8. 申請場所

補助金の申請は、防災・危機管理課（市役所2階）、多度、長島、大山田地区市民センター及び各まちづくり拠点施設にて、令和7年度桑名市自主防災組織育成事業補助金交付申請書に事業計画書、見積書、役員等名簿、誓約書兼同意書を添付のうえ、直接持参により行うものとします。（郵送不可）。なお、書類に不備等があった場合は、申請者に対して問い合わせの連絡をさせていただきます。

9. 補助金の取消し及び返還

補助の申請に関し、目的外使用又は虚偽等があった場合は、補助金の全部又は一部を取り消すことがあります。また、補助金の交付後に前述した事項が判明したときは、補助金の返還を命じます。

10. その他

桑名市では、共助の強化として、自主防災組織の新規結成を推進しています。また、近年の災害では、マンション・アパート等において犠牲者が出た例も多数報告されていることから、これらの管理組合等においても自主防災組織の結成とともに、本補助金の活用を十分に検討して下さい。

【別表 1】

補助対象「防災資機材」一覧

防災倉庫	防災備蓄倉庫(大きさの指定なし)	※注 1、注 2	
消火活動用	格納箱	※注 1	
	消火栓用ホース、開閉器		
	かんそう(筒先)、可変ノズル付		
	可搬式動力ポンプ		
	可搬式動力ポンプバッテリー充電器		
	消防車両		
	ポンプ用ホース、吸水管、バッテリー、吸管付属部品		
	バケツ		
	背負式消火水のう		
	救助活動用	電池式メガホン、拡声器、ハンドマイク	
携帯用無線機(トランシーバー)			
担架			
チェーンソー			
バール、金てこ			
ハンマー、掛矢			
ジャッキ			
ヘルメット			
発電機			
コードリール、延長コード			
リヤカー			
のこぎり			
万能斧、つるはし			
ロープ			
救助工具セット			
投光器、三脚			
一輪車			
はしご、脚立			
スコップ、シャベル			
避難誘導旗			
シグナル誘導灯			
番線カッター			
ライト、懐中電灯			
ランタン			
ラジオ			
けん引式車いす補助装置			
保護メガネ			
チルホール			
毛布、エアマット、マットレス、寝袋			
軍手			
雨合羽			
安否確認用物品		※注 3	
救護活動用		救急医療セット	
		AED (AEDトレーナー及び消耗品を含む)	※注 4
		防災シート(保温・断熱シート)	
		災害用テント	※注 2
		簡易トイレ、トイレテント	
	炊飯装置		
	ポリタンク		
	やかん		
	カセットコンロ		
	大鍋、かま		
災害用食器セット			

	組立水槽	
	トイレ処理剤、トイレ袋	
消耗品	トイレトペーパー	
	ガソリン缶、エンジンオイル	
	乾電池	
	ガスボンベ	
	カセットボンベ	
	土のう、土のう袋	
	粉末消火器（撤去・リサイクル料も含む）	
	ラップフィルム	
	プラスチック製便座	
	ウエス	
	生理用品	
	ろうそく	
	不織布マスク	
	プラスチック手袋	
	フェイスシールド	
防護ガウン		
その他	ベスト	
	浄水器	
	救命胴衣	
	腕章	
	ブルーシート	
	備蓄用食料・保存水（5年保存以上のもの）	※注5
	非接触型体温測定器	
	三角コーン コーンバー	
その他市長が認めた防災資機材		

※注1 設置する場合は、事前に占用許可申請や建築確認申請等の必要な手続きを行って下さい。

※注2 「〇〇自主防災倉庫」、「〇〇自主防災組織」等の組織名を入れて下さい。

※注3 「安否確認用物品」は、例として黄色いハンカチやタオル等、災害発生後に各家庭の安否を確認するのに有効な手段として活用される物品を対象とします。組織構成世帯全戸数を用意して下さい。

※注4 AEDはリースやレンタル等での申請は、補助金交付対象としません。

※注5 備蓄用食料及び保存水は、各組織で所有する防災倉庫での備蓄を原則とし、備蓄環境（温度等）により、倉庫内での保管が適さない場合は、他の場所で保管することも可能とします。その際は、管理者、数量、賞味期限を明記した張り紙等を倉庫内に設置して下さい。なお、組織の防災用備蓄品であることから、各戸への平時からの配布は認めません。保管も1,2か所程度にまとめて下さい。また、賞味期限の管理は、組織内で徹底し、賞味期限の迫ったもの（残り1～2年程度を目安とする）については、組織内の防災訓練等で使用することは差し支えありません。

※自主防災倉庫等に配備する資機材を対象とするため、「安否確認用物品」以外の各戸への配布・貸出品は対象外とします。

※ネット通販等で購入を行う場合は、「見積書」等の交付申請に必要な書類、「領収書」等の実績報告に必要な書類が用意できるようにして下さい。

【以下については対象外とします。】

- ① 物品や施設の「処分料」、「送料」
- ② 施設等に取り付ける感震ブレーカー（居住に対しては別補助金制度あり）

【別表 2】

補助対象「自主防災活動」一覧

防災訓練	消火訓練	
	炊き出し訓練	
	避難誘導訓練	
	救出救護訓練	
	情報収集伝達訓練	
	避難所運営訓練	
	地域内の安全点検	
	タウンウォッチング	
	図上訓練	
防災意識啓発活動	防災マップ等の作成	
	避難所運営マニュアル等の作成	
	非常用名簿等の作成	
	啓発用チラシ、パンフレット等の印刷及び製本	
	講演会（講師謝礼代金含む）	※注 1
	防災士資格取得費用	※注 2
その他	資機材（ポンプ、消防車等含む）の修繕料	
	消防車等の保険料	
	その他市長が認めた自主防災活動	

※注 1 講師謝礼代金は、5万円（税込）までを補助対象とし、補助額の上限は40%の2万円とします。（例：謝礼代金2万円（税込）の場合、補助額8千円。5万円（税込）の場合、補助額2万円（満額）。）

※注 2 申請時には、防災士資格取得申込書（講習料等資格取得費用がわかるもの）の写し、推薦書（様式第9号）及び講習会のパンフレット等を添付して下さい。

また、交付決定前に事業の実施が必要な場合、事前に防災・危機管理課と協議の上、「事前着手申請書（様式第11号）」等の提出により、事業実施の承認申請を行うことができます。

※自主防災活動において、訓練や活動内容は多岐に渡るため、上記以外についての対象の可否は、桑名市が決定します。担当課にご相談下さい。

【以下については対象外とします。】

- ① 参加者への弁当や粗品等、配布を目的とするもの（訓練等を実施するにあたって必要な物を除く）
- ② 研修等にかかる日当や旅費（講師謝礼代金を除く）
- ③ 地区の他の行事と併せて防災訓練を行う場合における、防災訓練以外の経費